

高松市太陽光発電システム等 設置費補助制度の御案内（住宅用）

補助対象となる太陽光発電システム等

- (1) 太陽光発電システム（太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、保護装置など）であって、次の要件を満たすもの
- ・電気事業者の配電線と連系するものであること。
 - ・太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10kW（キロワット）未満であること。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
定置用リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ及びパワーコンディショナー等）からなるシステムの購入費
- (3) 電気自動車等充給電設備
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車への充電及び電気自動車等から住宅への電気の供給が可能な設備の購入費
- ※ 発電システム等は設置する時点において全て未使用であること。
- ※ (2)、(3)については、(1)と同時に併設される方で未使用のものに限ります。

補助金の交付対象者

次の要件を満たす方です（法人は対象外）。

- (1) 本市の区域内に住所を有する方（単身赴任等の理由により、一時的に本市の区域内に居住しない場合も含む。）
- (2) 本市の区域内に所在し、自らが居住する住居等に設置しようとする方（一部を事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途に供するもの、又は(1)に該当する方と同一生計にある方が居住の用に供する場合も含む。）
- (3) 本市の市税を滞納していない方

※ 補助金の交付は一世帯につき1回限りです。

※ 住民票及び市税の納付状況については、交付申請時に本市で確認いたします。予約番号を受領されていても、交付要件を満たさない場合や、受付期間内に補助金交付申請書（様式第5号）を提出しない場合は、補助金を交付できませんので、御注意ください。

補助金の額

- (1) 基本額 次のアからウの合計額
- ア 太陽光発電システム（上限5万円）
1万円 × 発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の合計値（kW）
- ※ 最大出力の合計値については、小数点以下第3位を四捨五入します。
- イ 定置用リチウムイオン蓄電システム 8万円
- ウ 電気自動車等充給電設備 5万円
- (2) 加算額 要件を満たす場合はアの金額と同額を上乗せ（要件については注意事項を参照）

申請書受付期間及び提出先

(1) 受付期間

設置工事の着手前と完了後の2回、申請書の提出が必要です。

【1回目（設置工事の着手前）】 補助金交付予約申請（様式第1号）

- ・令和2年4月15日（水）から令和3年1月29日（金）まで
- ・提出は持参のみ（郵送不可）

※ 予約申請書の受付は、予算がなくなり次第終了となりますので、お早めに御提出ください。

※ 予約申請をしていなければ補助を受けることができません。

【2回目（設置工事の完了後）】 補助金交付申請（様式第5号）

- ・令和3年3月31日（水）（必着）まで
- ・提出は持参又は郵送

※ 郵送の場合は、到着日が確認できる方法（書留等）とし、提出期限必着としてください。

(2) 提出先

環境総務課地球温暖化対策室又は各総合センター（牟礼・香川・勝賀・国分寺）若しくは各支所（庵治・塩江・香南）まで御提出ください。郵送の場合は、環境総務課地球温暖化対策室宛てとしてください。

必要書類

申請書類等の様式はホームページよりダウンロードしてください。なお、押印は認印でも構いませんが、全ての提出書類に同じ印鑑を使用してください。

【1回目】設置工事着手前

補助金交付予約申請書（様式第1号）及び様式第1号別紙

添付書類

- 工事着手前の現況を確認できるカラー写真
 - 新築する住宅（住宅を購入する場合を含む。）に発電システム等を設置する場合
 - ①工事着手前の土地等の現況写真
 - 既築の住宅に発電システム等を設置する場合
 - ①設置予定住宅の全体写真 ②発電システムを設置する全ての屋根面の写真
 - 発電システム等が設置されている建売住宅を購入する場合
 - ①購入予定住宅の全体写真 ②発電システムが設置された全ての屋根面の写真

（蓄電システムや充給電設備を併設する場合のみ追加で必要）

蓄電システムや充給電設備設置予定場所の写真（建売住宅の場合は設置場所の写真）
- 発電システム等の設置工事請負契約書・住宅の工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し
 - 新築する住宅（住宅を購入する場合を含む。）に発電システム等を設置する場合
 - ①発電システム等の設置工事請負契約書の写し（注文書と注文請書の写しでも可）
 - ②住宅の工事請負契約書（新築の場合）又は不動産売買契約書（住宅を購入する場合）の写し
 - 既築の住宅に発電システム等を設置する場合
 - ①発電システム等の設置工事請負契約書の写し（注文書と注文請書の写しでも可）
 - 発電システム等が設置されている建売住宅を購入する場合
 - ①不動産売買契約書の写し
 - ②発電システム等の未使用証明（※ 様式はホームページに掲載しています。）

添付書類

- 発電システム等の補助対象経費の合計額の内訳が分かる書類（見積書等）

（蓄電システムや充電電設備を併設する場合のみ追加が必要）

- 蓄電システムや充電電設備の型番・型式、製造番号、パッケージ型番等が確認できる書類（製品カタログ等）

（新築する住宅（住宅を購入する場合を含む。）及び建売住宅の場合のみ追加が必要）

- 住宅及び発電システム等を設置する予定の場所の分かる地図

【随時】申請内容の変更や工事の中止があった場合

補助金交付予約変更・中止申請書（様式第3号）

予約申請後、住宅の所在地、発電システム等の設置予定場所、太陽電池モジュールの最大出力の合計値若しくは補助金交付申請予定額を変更しようとする場合、又は、事業を中止しようとする場合は、速やかに補助金交付予約変更・中止申請書（様式第3号）を提出してください。

【2回目】設置完了後

補助金交付申請書（様式第5号）

添付書類

- 電気事業者の配電線との連系を証する書類（電力受給契約書等）の写し

※ 電力受給開始日が確認できる書類も併せて必要

- 出力対比表の写し又は太陽電池モジュールの製造番号表（様式第5号の2）

- 設置後の発電システム等の状況を示すカラー写真

①発電システムが設置された住宅等の全体写真

②太陽電池モジュールの写真（※ モジュールの枚数が確認できるもの） ③インバータの写真

（蓄電システムや充電電設備を併設する場合のみ追加が必要）

④型番・型式、製造番号が確認できる写真

⑤設置の状況が確認できる写真

- 写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合は、太陽電池モジュールの設置面ごとに、その設置状況及び枚数が確認できる図面

（蓄電システムや充電電設備を併設する場合のみ追加が必要）

- 蓄電システムや充電電設備の設置場所の確認できる図面

- 発電システム等の設置に要した経費の支払が完了したことを確認することのできる書類（領収書等）の写し（建売住宅の場合は、住宅の購入に係る経費の支払が完了したことを確認することのできる書類（領収書等）の写し）

- 発電システム等の設置に要した経費の内訳書（様式第5号の3）

- 発電システム等を設置した住宅の場所の分かる地図

- 住宅以外の場所（カーポート等）に設置した場合、発電システム等を設置した場所の分かる図面（地図上で位置を示した図面等）

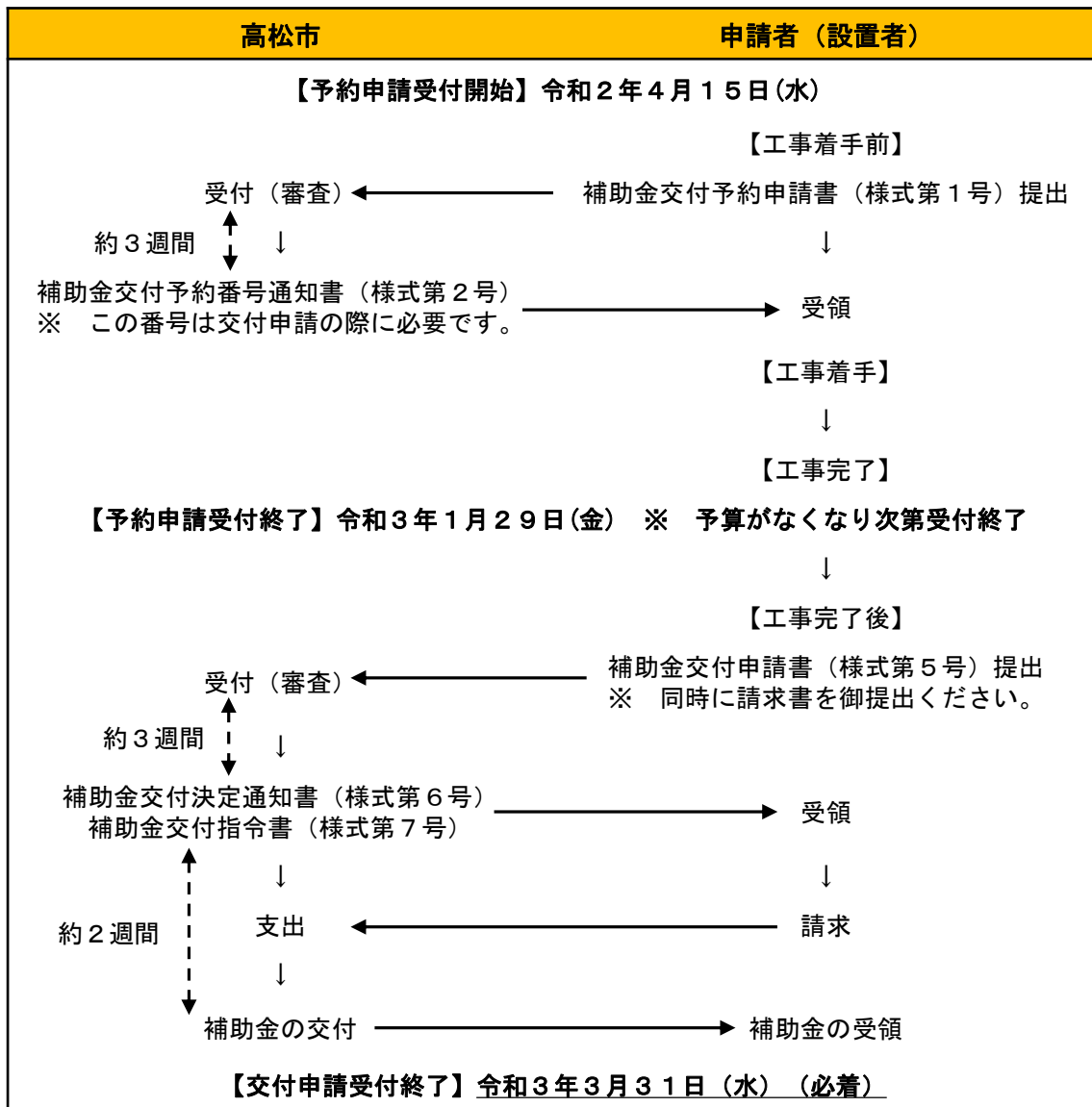
- 請求書【申請書と同じ印鑑を必ず押印してください。】

※ 補助金交付申請書を提出する時に請求書を併せて提出していただきますが、請求書の提出に関わらず、補助金は市が審査の上、交付決定したものについて支払われます。

その他

- (1) 受付期間を過ぎたものや書類不備等の場合は、補助金を交付できません。
- (2) 工事着手後は翌年度以降で再度の予約申請はできませんので御注意ください。
- (3) ここで紹介した内容は概要です。詳しくは要綱を御覧ください。

補助金交付申請手続きの流れ



お知らせがある場合は、市ホームページに掲載しますので、そちらも御確認ください。

【お問合せ先】

高松市環境局環境総務課地球温暖化対策室

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL : (087) 839-2394 FAX : (087) 839-2390

メール : kankyou_s@city.takamatsu.lg.jp

高松市太陽光発電システム等設置費補助制度（住宅用）【補足事項】

加算額の交付の判断

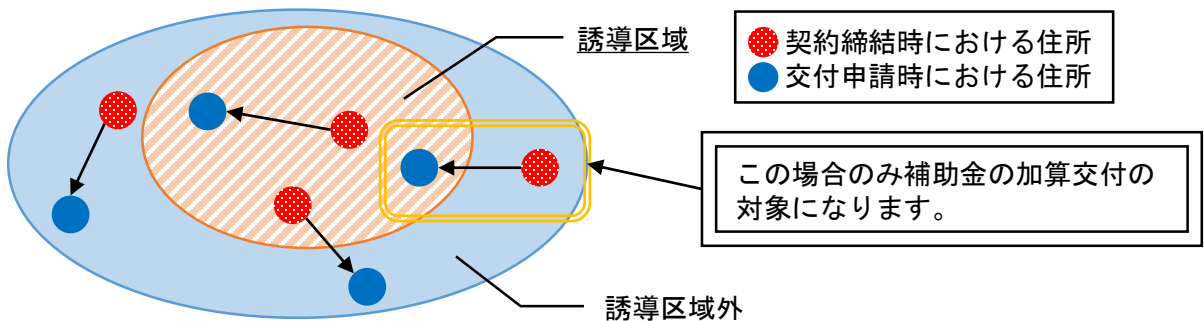
居住誘導区域（以下「誘導区域」という。）外に在住の方が、誘導区域内に、新たに建設し、若しくは購入する住宅に太陽光発電システム等を設置する場合、又は太陽光発電システム等付き住宅を購入した場合において、補助金を加算して交付するものです（以下の表を参照）。

つきましては、予約申請時に申請者住所及び設置予定場所の対象区域の該当の有無について、御確認いただきますようお願いいたします。

区分	契約締結時における住所	交付申請時における住所
新たに建設する住宅の場合 （様式第1号別紙の住宅の区分における「ア 新築又は購入をする住宅」）	住宅の工事請負契約及び発電システム等の設置工事請負契約の締結時に、申請者の住所が誘導区域外にあること。	発電システム等を設置した住宅が誘導区域内に所在し、申請者が当該住宅に居住していること。
購入する住宅に新たに太陽光発電システム等を設置する場合 （様式第1号別紙の住宅の区分における「ア 新築又は購入をする住宅」）	不動産売買契約及び発電システム等の設置工事請負契約の締結時に、申請者の住所が誘導区域外にあること。	
太陽光発電システム等付きの建売住宅を購入する場合 （様式第1号別紙の住宅の区分における「イ 発電システム等付き住宅」）	不動産売買契約の締結時に、申請者の住所が誘導区域外にあること。	

【備考】 ※ 以下のいずれの場合も加算額の交付の対象とはなりません。

- 住宅の建替の場合は、様式第1号別紙の住宅の区分は「ア 新築又は購入をする住宅」を、住宅の増築（カーポート等の増設を含む）の場合は、様式第1号別紙の住宅の区分は「ウ 既築住宅」をそれぞれ選択してください。
- 契約締結時の住所と設置場所の住所が同じで、太陽光発電システム等の設置に係る工事のみを行う場合は、様式第1号別紙の住宅の区分は「ウ 既築住宅」を選択してください。



お問合せ先

- 【居住誘導区域について】 都市計画課住宅・まちづくり推進室（839-2136）
※ 市ホームページの「たかまっぷ」でも御確認いただけます。
- 【補助金の申請等について】 環境総務課地球温暖化対策室（839-2394）